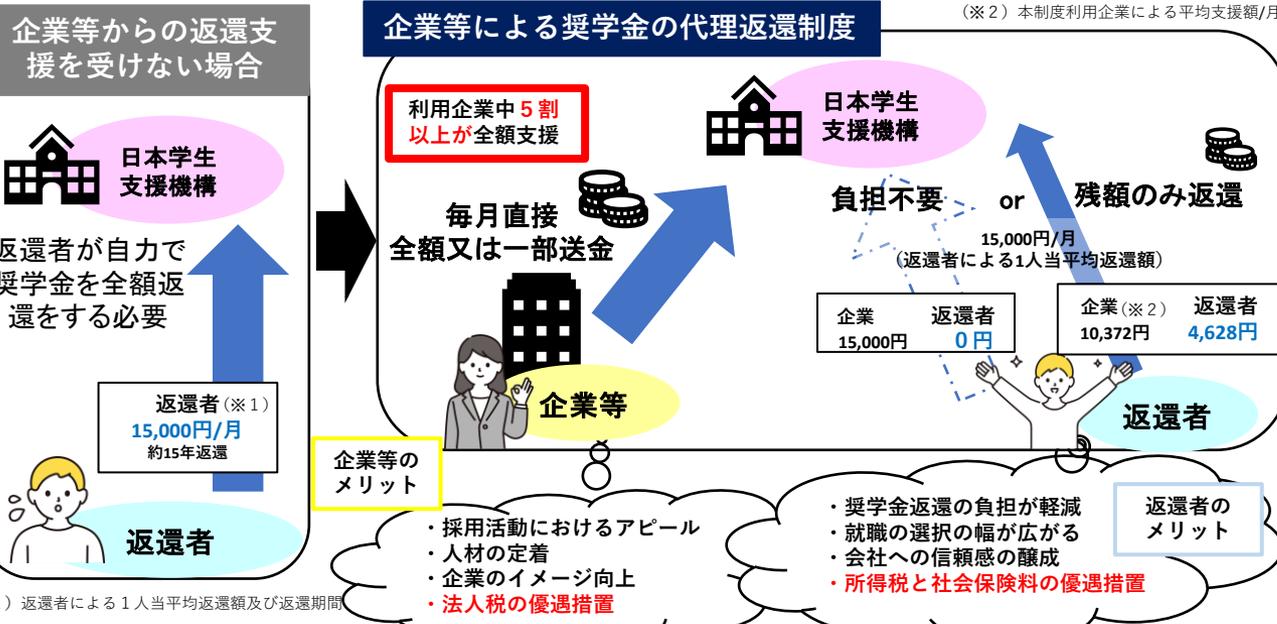


企業等による貸与奨学金の代理返還制度

◆『企業等による奨学金の代理返還制度』の利用により、企業等と社員のWin-Winの関係に

- 企業等が、日本学生支援機構の貸与奨学金を借りていた社員に対し、一部又は全部の返還をサポートする仕組み
- 制度の利用により、奨学金の返還者にとっては返還の負担軽減、企業等にとっては人材確保につながる
- 令和8年2月末時点で4,730社が本制度を利用し、25,470人への支援を実施

1. 制度の概要



2. 実績



3. 本制度を利用する場合の税制優遇等

企業が奨学金返還支援をする際、以前は返還者本人を通じてのみ可能だったが、令和3年度からは、企業が機構に直接送金することが可能に。このため、返還支援分を通常の給与と区別でき、返還分については、**企業等は法人税に関する優遇措置を、返還者(社員)は所得税及び社会保険料に関する優遇措置を受けられる可能性があります。**

企業等に対する税制優遇

①【法人税】給与として損金算入が可能

企業等にとって、返還支援に充てる経費は、使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能。

②【法人税】賃上げ促進税制の対象

賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税の特別控除の適用が可能。
(※) 賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大35%（中小企業等の場合45%）を税額控除
*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

返還者に対する税制優遇等

③【所得税】非課税となり得る

返還者にとって、返還額が自身の通常の給与と区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得る。
(※) 返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

④【社会保険料】標準報酬月額の対象外

代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。
(※) 給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれる。